

(5) 精神保健医療対策

《現 状》

- 保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を障害保健福祉圏域、市町村ごとに設置して精神科病院からの地域移行の推進や、精神障害者の地域生活支援のための体制整備について取り組んでいます。
- 地域で生活する精神障害者を支える精神科訪問看護を提供する病院数は人口10万対0.16か所（実数1か所）、診療所数は0か所で、県平均（病院0.33か所、診療所0.38か所）に比べて病院数、診療所数ともに低い状況にあります。（令和2（2020）年医療施設調査）
また、在宅で療養している患者への医療等の提供を行う精神科在宅患者支援管理料、精神科退院時共同指導料及び療養生活継続支援加算の届出のある医療機関が1施設（共和病院）、精神科退院時共同指導料及び療養生活継続支援加算の届出のある医療機関は1施設（大府病院）となっています。（施設基準の届出受理状況（東海北陸厚生局、令和5（2023）年10月1日現在））

表 12-6-13 精神障害者把握状況 (単位：人)

| 傷病分類 | 令和4年(2022年) | | |
|-----------------------------------|-------------|-------|-------|
| | 医療圏計 | 半田保健所 | 知多保健所 |
| アルツハイマー病型認知症 | 477 | 282 | 195 |
| 血管性認知症 | 58 | 38 | 20 |
| 上記以外の症状性を含む器質性精神障害 | 396 | 188 | 208 |
| アルコール使用による精神及び行動の障害 | 140 | 81 | 59 |
| 覚せい剤による精神及び行動の障害 | 6 | 1 | 5 |
| アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害 | 9 | 3 | 6 |
| 統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害 | 2,472 | 1,224 | 1,248 |
| 気分（感情）障害 | 5,702 | 2,614 | 3,088 |
| 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 | 1,126 | 478 | 648 |
| 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 | 47 | 23 | 24 |
| 成人のパーソナリティ及び行動の障害 | 26 | 11 | 15 |
| 精神遅滞 | 44 | 26 | 18 |
| 心理的発達の障害 | 988 | 417 | 571 |
| 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 | 450 | 189 | 261 |
| てんかん | 683 | 329 | 354 |
| その他 | 0 | 0 | 0 |
| 不明 | 415 | 230 | 185 |
| 合計 | 13,039 | 6,134 | 6,905 |

※表における数値は、精神保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）受給者。

資料：半田・知多保健所事業概要

《課 題》

- 精神障害者の安定した地域生活のためには、保健・医療・福祉・介護・就労・教育・自助団体等の関係機関による様々なニーズに対する支援が重要であり、今後、関係機関の連携を一層強化し、支援の充実を図る必要があります。

《今後の方策》

- 保健・医療・福祉・介護・就労・教育・自助団体等の関係機関による協議の場において、関係者が地域の課題を共有した上で、当医療圏にふさわしい地域包括ケアシステムの体制整備を更に進めていきます。
- 協議の場を通じて、医療・福祉・介護等サービスの提供体制や、精神障害者の地域移行支援について検討を進めていきます。

(6) 救急医療対策

《現 状》

- 第1次救急医療体制は、表12-6-14のとおりです。歯科の休日昼間診療の実施の有無については、市町により差があり、半田歯科医療センターは広域での利用があります。
- 第2次救急医療体制は、医療圏内の8病院（市立半田病院、常滑市民病院、公立西知多総合病院、厚生連知多厚生病院、小嶋病院、石川病院、杉石病院、渡辺病院）による病院群輪番制により実施しています。
- 第3次救急医療体制は、市立半田病院の救命救急センターにより実施しています。また、県あいち小児医療センターは小児救命救急センターを設置し、小児重症患者を受け入れています。
- 令和3(2021)年度における当医療圏の救急搬送件数は16,821件あり、うち45.5%が軽症患者です。（救急医療に係る実態調査、県保健医療局）愛知県救急医療情報センターでは、24時間体制で救急医療施設について住民に案内しており、令和4(2022)年度の医療圏における案内件数は、12,632件です。（愛知県の救急医療令和5(2023)年度版、県保健医療局）
- 当医療圏には消防本部が6つあります。救急業務の高度化を推進するため、知多地区メディカルコントロール協議会を設置し、関係機関間で協議しています。同協議会では「人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への救急隊活動要領」を作成し、令和4(2022)年9月1日から運用が始まっています。

表 12-6-14 各市町の第1次救急医療体制（半田保健所調べ）（令和5(2023)年10月1日現在）

| | 医科 | | | 歯科 | | |
|------|---|---------------------------------------|----|----|--------------------------|----|
| | 平日夜間 | 休日昼間 | 夜間 | 平日 | 休日昼間 | 夜間 |
| 半田市 | 当 19:00～21:00 (土) 11～2月のみ 14:00～16:00 | 当 9:00～12:00 | 無 | 無 | 半田歯科医療センター 9:00～13:00 | 無 |
| 常滑市 | 無 | 当 9:00～12:00 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 東海市 | 無 | 当 9:00～12:00 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 大府市 | 無 | 当 9:00～12:00 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 知多市 | 無 | 知多市休日診療所 8:30～11:30 13:00～15:30 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 阿久比町 | 無 | 当 9:00～12:00 | 無 | 無 | 半田歯科医療センター 9:00～13:00 | 無 |
| 東浦町 | 無 | 当 9:00～12:00 | 無 | 無 | 半田歯科医療センター 9:00～13:00 | 無 |
| 南知多町 | 無 | 当 9:00～12:00 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 美浜町 | 無 | 当 9:00～12:00 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 武豊町 | 無 | 当 9:00～12:00 | 無 | 無 | 半田歯科医療センター 9:00～13:00 | 無 |

当 在宅当番医科（ただし南知多町・美浜町の一部の当番医は厚生連知多厚生病院において診療）

《課 題》

- 救急医療の適正利用について周知し、救急医療体制を維持していく必要があります。特に、令和7(2025)年春には、市立半田病院の移転と常滑市民病院との経営統合に伴い、常滑市民病院が病院群輪番制から外れる予定であり、今後の体制について周知していく必要があります。
- 歯科の休日昼間診療のあり方について、各市町で検討するとともに、広域での協議も必要です。

《今後の方策》

- 救急医療体制の効果的な運用や維持、適正利用の啓発に努めます。
- 歯科救急医療体制の維持や今後のあり方について、地域の実情に応じた体制の検討を進めていきます。

(7) 災害医療対策

《現 状》

- 本県全域は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、中でも南知多町は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されています。大規模災害時は、知多半島医療圏医療救護活動計画に基づき、関係機関が相互に連携しながら活動します。
- 半田保健所は、大規模災害時に知多半島医療圏保健医療調整会議を設置し、県保健医療調整本部の指揮の下、医療ニーズの把握に努め、保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）等）の派遣を要請し、医薬品の確保、医療資源の配置等を調整します。平常時には知多半島医療圏災害医療部会において、関係機関と地域の課題等を検討しています。
- 当医療圏の災害拠点病院は、表12-6-15のとおりです。知多半島の各区域における災害時の医療救護活動の拠点となり、被災地外からのDMATを受け入れ、重篤救急患者の救命医療に対応します。また、各病院に地域災害医療コーディネーターが1名ずつ任命されており、医療の調整を担います。なお、当医療圏に、災害拠点精神科病院の指定はありません。
- 市町は災害時に、医師会、歯科医師会及び薬剤師会の協力を得て、応援派遣者と連携しながら救護所、避難所などにおける巡回診療を行います。また、保健所及び市町は、連携・協力して保健活動を行います。
- 大規模災害時に広域医療搬送拠点への地域医療搬送を担う知多半島SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）について、令和元(2019)年12月に運営計画書を策定しました。（図12-6-16）

表 12-6-15 災害拠点病院

| 所在地 | 担 当 区 域 | 病 院 名 | 種 類 | 指 定 年 月 日 |
|-----|------------------|-----------|-----|--|
| 半田市 | 半田市・常滑市・阿久比町・武豊町 | 市立半田病院 | 中核 | 地域：平成8(1996)年11月26日 中核：平成19(2007)年3月31日 |
| 美浜町 | 南知多町・美浜町 | 厚生連知多厚生病院 | 地域 | 地域：平成19(2007)年3月31日 |
| 東海市 | 東海市・大府市・知多市・東浦町 | 公立西知多総合病院 | 地域 | 地域：平成27(2015)年9月30日 |

図 12-6-16 知多半島SCU（知多半島SCU運営計画書より一部抜粋）

① 災害拠点病院【市立半田病院、厚生連知多厚生病院、公立西知多総合病院】

↓
[広域搬送適応患者] 救急搬送

知多半島SCU

② 医療ケア拠点1【常滑市民病院】 《令和7(2025)年度(予定)まで》

2【市立半田病院】 《令和7(2025)年度(予定)から》

↓
車両による救急搬送(約5分)

③ 航空搬送拠点【半田運動公園】

↓
ヘリコプターによる地域医療搬送(約10分)

④ SCU【県営名古屋空港】等

↓
航空機による広域医療搬送

⑤ 被災地外(空港⇒医療機関)

《課 題》

- 災害拠点病院間の連携や地域の医療機関、医療関係団体、消防機関、市町等との連携を強化する必要があります。また、大規模災害時に患者の搬送路を確保する必要があります。
- 関係機関との訓練等を通じて、医療救護活動計画等の関係計画、マニュアル類の見直しを行う必要があります。また、地域のニーズに対応できるよう、人員・資機材等の不足がないよう準備していく必要があります。
- 令和6年能登半島地震の経験から半島の特殊性を考えた対策を考えていく必要もあります。

《今後の方策》

- 平時から、知多半島医療圏災害医療部会において、災害発生時に市町、医療機関、消防機関など関係機関が連携した医療体制を迅速に確立できるよう検討します。
- 大規模災害発生時に、地域災害医療コーディネーター、関係機関等が連携し、調整機能が十分に発揮できる体制の充実を図るため、大規模災害を想定した訓練を定期的実施します。
- 県本庁各課と情報共有を進め、実効性のある対応を可能とする体制整備を図っていきます。

(8) 新興感染症発生・まん延時における医療対策

《現 状》

- 当医療圏の令和2(2020)年度から令和4(2022)年度新型コロナウイルス感染症患者発生数は表12-6-17のとおりです。
- 当医療圏には表12-6-18のとおり感染症指定医療機関が2施設あります。特定感染症指定医療機関には、新感染症の所見がある患者、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者が入院する病床を2床確保しています。第二種感染症指定医療機関には、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者が入院する病床を6床確保しています。
- 新型コロナウイルス感染症の発生後から、保健所では医療機関における発熱外来の設置や病床確保を進めました。また、住民からの相談対応や疫学調査を実施し、検査体制を整え、まん延防止に努めました。これらの対応を踏まえ、5類感染症に移行されてからも住民からの相談対応は継続し、高齢者施設等での感染拡大防止のための検査体制、外来対応医療機関の確保等に取り組んでいます。さらに、感染防護具等の備蓄を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症の流行時は、各医療機関において通常診療を一部制限する必要が生じ、通常診療と感染症対応の両立が課題となりました。
- 愛知県では、新興感染症の対応を行う医療機関等と協議を行い、医療措置協定の締結を進めています。医療措置協定には、病床の確保、発熱外来の対応、自宅療養者等への医療提供、後方支援、人材派遣、個人防護具の備蓄といった医療提供体制の確保に関する内容が盛り込まれています。

表12-6-17 新型コロナウイルス感染症患者発生数 (単位：人)

| 年 度 | 半田保健所 | 知多保健所 | 知多半島医療圏 | 愛知県 |
|-----------|--------|--------|---------|---------|
| 令和2(2020) | 664 | 886 | 1,550 | 11,197 |
| 令和3(2021) | 13,037 | 17,157 | 30,194 | 179,009 |
| 令和4(2022) | 58,431 | 79,278 | 137,709 | 822,054 |

注：令和4(2022)年9月26日までは患者居住地、9月27日からは医療機関所在地の人数。

注：愛知県の件数には名古屋市、中核市発表分を含まない。

表12-6-18 感染症指定医療機関

| 所在地 | 病院名 | 指定 | 病床数 |
|-----|-----------|--------------|-----|
| 常滑市 | 常滑市民病院 | 特定感染症指定医療機関 | 2 |
| 美浜町 | 厚生連知多厚生病院 | 第二種感染症指定医療機関 | 6 |

《課 題》

- 平時から感染拡大時に対応可能な医療機関を増やし、感染者の急増等に対応できるよう、準備を計画的に進める必要があります。
- 新興感染症に備え、医療提供体制だけでなく、検査体制や移送体制、宿泊療養体制等を確保する必要があります。
- 感染拡大時は、医療圏における通常診療と感染症対応の機能分担について、関係機関で調整を行う必要があります。

《今後の方策》

- 平時から、感染症指定医療機関を始め医療圏内の医療機関との連携を図り、感染拡大に対応可能な医療機関・病床を確保するよう取り組みます。また、関係機関と新興感染症に備えた協議・調整を進めます。
- 保健所の機能強化を図るために、保健所職員への研修、訓練を実施し、人材の育成に努めます。
- 感染拡大時は、医療機関や市町を始め、関係機関と連携して更なる拡大の防止に努めます。

(9) へき地保健医療対策

《現 状》

- 当医療圏では、南知多町の篠島、日間賀島がへき地保健医療対策の対象地域となっています。なお、令和5(2023)年10月1日現在における人口は、篠島が1,495人、日間賀島が1,705人です。(表12-6-19)
- 篠島には、県が指定したへき地診療所と、個人開設の歯科診療所が各1施設あります。日間賀島には、個人開設の一般診療所と歯科診療所が各1施設あります。(表12-6-19)
- 離島周辺の南知多町及び美浜町内には、令和5(2023)年10月1日現在、病院が3施設、一般診療所が11施設、歯科診療所が15施設あります。(保健所調査)
- へき地医療拠点病院である厚生連知多厚生病院は、篠島診療所を開設、運営するとともに、日間賀島の診療所とも連携を図るなど、離島医療の積極的支援を行っています。さらに、患者の病態に応じた病診・病病連携により、医療圏全体でへき地医療を支えています。
- 南知多町では、離島の医療体制の充実、保健医療従事者の確保等について協議・報告するため、必要に応じて「南知多町離島保健医療対策連絡協議会」を開催しています。また、南知多町は「閉じこもり予防教室」等を開催し、高齢者の生活の質の向上を目指すとともに、町民が自主運営している健康づくり教室への支援を行っています。
- 救急患者の搬送は海上タクシー等を利用していますが、重症患者については、愛知医大病院を基地病院とするドクターヘリにより、搬送しています。

表 12-6-19 離島の人口、診療所の状況 (単位：世帯、人)

| 区分 | 令和5(2023)年10月1日現在 | | | 令和5(2023)年10月1日現在 |
|------|-------------------|-------|----------------|--|
| | 世帯数 | 人口 | 65歳以上 (再掲) | 診療所 |
| 篠島 | 597 | 1,495 | 525 (35.1%) | 厚生連知多厚生病院附属篠島診療所 (内科・小児科) (県へき地診療所) |
| | | | | 個人開設診療所 (歯科) |
| 日間賀島 | 602 | 1,705 | 659 (38.7%) | 個人開設診療所 (内科・外科・皮ふ科) |
| | | | | 個人開設診療所 (歯科・小児歯科) |

資料：人口：南知多町提供（住民基本台帳による数値）

診療所：保健所調査

《課 題》

- 離島における診療所の医療従事者や診療体制、休日・夜間の救急医療体制の確保・維持が必要です。
- 住民の高齢化や慢性疾患等の疾病の構造的変化などに伴い、保健、医療、福祉の連携が重要です。

《今後の方策》

- 離島診療所とへき地医療拠点病院である厚生連知多厚生病院だけでなく、医療圏全体のより一層の連携強化を図り、離島住民に対する医療体制の充実に努めます。
- 「南知多町離島保健医療対策連絡協議会」等を活用し、離島における保健、医療、福祉の総合的な提供体制の整備を図ります。
- 保健サービスの充実を図り、離島住民の健康づくりの推進に努めます。

(10) 周産期医療対策

《現 状》

- 令和5(2023)年10月1日現在、産科・産婦人科を標榜している病院は5、診療所は6、助産所は18ありますが(保健所調査)、そのうち令和5(2023)年7月1日時点で分娩を取り扱っているのは5病院、5診療所、2助産所です。(周産期医療に係る実態調査)また、令和2(2020)年12月31日現在、主たる診療科を産科・産婦人科とする医療施設従事医師数は、35人です。出生千人当たりの医師数は、平成30(2018)年12月31日現在の6.9人から7.5人に増加しましたが、県平均12.9人と比べると少ない状況です。(表12-6-20)
- ハイリスク分娩に関して、市立半田病院は地域周産期母子医療センターに認定され、令和5(2023)年10月1日現在でNICUを3床、GCUを17床整備し、地域の中核病院としての役割を担っています。
- 県あいち小児医療センターは、周産期部門を設置しており、令和5(2023)年10月1日現在でNICUを10床稼働し、先天異常胎児や新生児の最重篤患者に対し医療を提供しています。
- 令和4(2022)年周産期医療に係る実態調査では、令和3(2021)年度の分娩実施件数に対する圏域完結率は、79.5%です。ハイリスクの母体搬送に係る圏域完結率は16.0%、新生児搬送に係る圏域完結率は15.3%です。(表12-6-21)
- 市町では、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。

表 12-6-20 産科・産婦人科医師数等

| | 産科・産婦人科 医師数(人) | 出生数 (人) | 出生千人あたりの 医師数(人) |
|---------|-------------------|------------|--------------------|
| 知多半島医療圏 | 35 | 4,680 | 7.5(6.9) |
| 愛知県 | 718 | 55,613 | 12.9(10.9) |

資料：医師数：令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計(令和2(2020)年12月31日現在)

主たる診療科が産科・産婦人科の医療施設従事医師数

出生数：令和2(2020)年 愛知県衛生年報

出生千人当たりの医師数：()内は平成30(2018)年12月31日現在

表 12-6-21 ハイリスクの母体搬送、新生児搬送にかかる圏域完結率

(令和3(2021)年度)

| 搬送先 | 母体搬送 | 新生児搬送 |
|-------|-------|-------|
| 圏域内 | 29件 | 11件 |
| 圏域外 | 152件 | 61件 |
| 合計 | 181件 | 72件 |
| 圏域完結率 | 16.0% | 15.3% |

資料：周産期医療に係る実態調査(令和4(2022)年7月調査) 愛知県保健医療局

《課 題》

- 圏域内外も含めた医療機関の連携による、医療提供体制を構築する必要があります。
- 地域周産期母子医療センター及び産科医療機関と保健、福祉等の連携により、妊娠中から出産後にわたる、地域全体の継続した支援体制整備を図っていく必要があります。

《今後の方策》

- 地域周産期母子医療センターを中心とした周産期ネットワークの充実強化を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を進めます。
- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう包括的な支援のための体制強化等を進めます。

(11) 小児医療対策

《現 状》

- 令和5(2023)年10月1日現在で、小児科を標榜している病院は11、診療所は150です。(保健所調査) また、令和2(2020)年12月31日時点で、当医療圏の主たる診療科を小児科とする医療施設従事医師数(15歳未満人口千人対)は1.1人です。(表12-6-22)
- 小児の第2次救急医療は、病院群輪番制で圏内の8病院が対応しています。市立半田病院は救命救急センターを設置し、地域の小児基幹病院として診療を行っており、時間外の小児科受診患者の状況は表12-6-23のとおりで、約8割が軽症患者という状況です。また、子ども専門病院である県あいち小児医療センターは、県内唯一の小児救命救急センターとして、当医療圏を始め県内の小児重篤患者の診療を行っています。
- 当医療圏には重症心身障害児者施設として、民間の開設者による「重心施設にじいろのいえ」があり、重症心身障害児者や医療的ケア児者等の受入れを行っています。
- 保健所では、小児慢性特定疾病児童等長期にわたり療養が必要な児の相談や療育指導等を行っています。
- 令和4(2022)年度愛知県乳幼児歯科健康診査実施状況によると、幼児のむし歯経験者率は1歳6か月児で0.31%、3歳児では4.1%で、それぞれ県平均0.58%、5.6%と比べ、良い傾向にあります。また、永久歯のむし歯予防を目的とした集団フッ化物洗口は令和4(2022)年度末、幼稚園・保育所(園)・こども園110、小学校57、中学校6、その他1施設であり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施を見合わせた施設が29施設ありました。

表 12-6-22 小児科医師数 (人)

| | 小児科医師数 | 15歳未満人口 | 15歳未満千人対医師数 |
|---------|--------|---------|-------------|
| 知多半島医療圏 | 92 | 86,673 | 1.1 |
| 愛知県 | 963 | 980,388 | 1.0 |

資料：医師数：令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計(令和2(2020)年12月31日現在)

主たる診療科が小児科の医療施設従事医師数

人口：あいちの人口 令和2年国勢調査(令和2(2020)年10月1日現在)

表 12-6-23 市立半田病院の救命救急センターにおける時間外の小児科受診患者数(人)

| | 軽症患者 | 中等症患者 | 重症患者 | 計 |
|-------------|--------------|------------|----------|-------|
| 令和2(2020)年度 | 780(83.4%) | 147(15.7%) | 8(0.9%) | 935 |
| 令和3(2021)年度 | 1,101(86.0%) | 161(12.6%) | 18(1.4%) | 1,280 |
| 令和4(2022)年度 | 1,246(86.2%) | 179(12.4%) | 20(1.4%) | 1,445 |

資料：市立半田病院 ※ウォークインと救急搬送の合計数

《課 題》

- 小児の時間外における救急医療の適正利用について、周知する必要があります。
- 子どもの健康・成育に関する保健・医療・教育・福祉分野が連携して対応していく必要があります。
- ライフコース疫学の視点を踏まえ、生涯自分の歯を保つために、園・小学校及び中学校で保健指導と集団フッ化物洗口を両輪として実施していく必要があります。

《今後の方策》

- 小児救急医療の適正利用の啓発に努めます。
- 保健、医療、福祉、教育機関の協議を行い、全ての子どもが家庭や地域で安心して生活できるよう、連携体制を充実していきます。
- 幼児・児童・生徒の歯の健康状態を把握するとともに、市町と協同してむし歯対策を推進します。

(12) 在宅医療対策

《現 状》

- 高齢者や障害者が安心して在宅療養するために欠かせない施設の設置状況は表 12-6-24 のとおりです。在宅医療の提供体制は、令和 4 (2022) 年 11 月時点の在宅療養支援診療所数（人口 10 万人当たり）をみると 10.66（愛知県 11.93）、在宅療養支援病院数（人口 10 万人当たり）では 0.32（愛知県 0.80）のように、県水準を下回っています。（地域医療情報システム）
- 地域の在宅療養担当医（登録医）と連携し、登録患者の緊急時における常時受入れ体制を整えるなど、緊急時における後方病床の確保を図っている在宅療養後方支援病院は、公立西知多総合病院、国立長寿医療研究センター、常滑市民病院、小嶋病院、知多小嶋記念病院の 5 施設あります。（地域医療情報システム）
- 医師会ではホームページで会員の診療情報を提供しています。市町の在宅医療・介護連携事業を支援するために、半田市医師会では半田市が開設している在宅医療・介護サポートセンターと協力しています。東海市医師会では、東海市から委託を受けて在宅医療・介護連携サポートセンターを開設しています。知多郡医師会では 3 市 5 町から委託を受けて在宅医療・介護連携サポート事業を実施しています。
- ICT（通信技術を活用したコミュニケーション）により多職種間で在宅患者の情報を共有する「在宅医療連携システム」は、5 市 5 町全てで導入されていますが、活用状況に差があります。
- 歯科医師会では、各市町と連携・協力し、介護予防の一つとして医療・介護の多職種連携による在宅口腔ケア、在宅歯科医療、在宅歯科衛生指導を積極的に推進しています。
- 薬剤師会では、在宅患者訪問薬剤管理指導を実施するとともに、在宅医療受入薬局を推進しています。あいち医療情報ネット（令和 6 (2024) 年 4 月から全国版（医療情報ネット）に移行予定）では、在宅対応している薬局の情報が確認できます。
- 当医療圏の病院（市立半田病院、公立西知多総合病院、常滑市民病院、厚生連知多厚生病院、国立長寿医療研究センター）では、院内に地域医療連携の専門部署を設置し、在宅ケアの支援を行っています。また、半田中央病院と渡辺病院は、在宅支援病院として緊急時の連絡体制や往診体制等を確保しています。

表12-6-24

| | 在宅療養支援病院 | 在宅療養支援診療所 | 在宅療養支援歯科診療所 | 訪問看護ステーション |
|---------|----------|-----------|-------------|------------|
| 知多半島医療圏 | 2 | 62 | 60 | 72 |
| 愛知県 | 63 | 841 | 610 | 1,200 |

資料：東海北陸厚生局（令和 5 (2023) 年 7 月 1 日）、なお、訪問看護ステーションについては愛知県内介護保険事業所一覧（令和 5 (2023) 年 10 月 1 日）

《課 題》

- 地域包括ケアシステムの確立に向けて「医療と介護の連携」が必要です。そのためには、顔の見える関係の構築、多職種連携のための仕組みづくりが必要であり、ICT 活用による在宅医療サービスの充実や活用促進を図る必要があります。また、患者が自らの意思に沿った医療を受けられるような環境整備を進めていく必要があります。
- 在宅医療の基盤となる指標が、県水準を若干下回っているため、自宅等で安心して療養できるよう、更に在宅療養支援診療所数などのサービス提供基盤を充実させる必要があります。また、その在宅医療サービスを地域住民へ普及啓発していくことが必要です。
- 在宅での服薬指導等を一層推進するため、かかりつけ薬剤師・薬局の普及定着が必要です。
- 口腔ケアの重要性、口腔機能の維持向上について広く普及啓発する必要があります。

《今後の方策》

- 在宅ケアの支援体制を整備するため、保健・医療・福祉の連携を推進し、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの充実を図っていきます。また、患者や支援者の ACP（人生会議）に関する理解を深めていきます。
- 在宅療養支援診療所と、かかりつけ医及び訪問看護ステーション等の医療連携を図っていきます。また、かかりつけ薬剤師・薬局の普及啓発に取り組んでいきます。
- 入院中から在宅への切れ目ない口腔健康管理に向けた連携体制の強化、歯科訪問診療に従事する人材確保を進めていきます。